

道州制の基本法案に関する意見

全国町村議会議長会としては、平成20年の町村議会議長全国大会以来、あらゆる機会を通じて、道州制の導入には反対であることを政府・国会に対し、強く要請してきたところであります。

平成25年5月15日に、貴党からの要請に応え、本会の考え方を明確にお示ししたところでありますが、残念ながら、お聞き入れいただけていないことは、誠に、遺憾に存じます。

繰り返しになりますが、あらためて、本会の意見を申し上げますと、下記のとおりであります。

記

- 1 これまでに、貴党にお示しいただいた法案によりますと、道州制導入の必要性・理念や導入後の具体的な姿を明確に示さないまま、期限を区切って国民会議に制度設計を委ね、さらに政府に対して法制整備を義務付けており、まさに道州制導入ありきの法案であると言わざるを得ないものであること。
- 2 そもそも、道州制が導入された場合は、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の強制合併を余儀なくされ、結局は大都市やインフラ整備が整った中心地域にヒト・モノ・カネが一極集中し、地域間の格差はますます拡大するおそれが極めて強いと思われること。

加えて、効率性や経済性のみを優先し、一方的に再編された「基礎自治体」や道州では、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と

行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかであること。

3 道州制は、地方分権とは似て非なるものであるとともに、国を弱体化させるものであること。

むしろ今行ふべきことは、多様な自治体の存在を認め、地域の自主性・自立性を高めることを主眼とする地方分権改革を積極的かつ着実に推進していくことであること。

等、道州制の導入は、町村の存亡、住民自治の崩壊に繋がるものであり、地方自治の根幹を揺るがすものであります。

また、貴党におかれましては、法案のいくつかの点に関し、修正が加えられていることは承知しておりますが、法案の骨子に影響するような、また、法案の基本的な内容が大きく変わるような修正ではなく、道州制の導入を前提とした法案であることには変わりありません。

したがいまして、全国町村議会議長会は、このような法案を受け入れることは到底できませんし、道州制の導入には断固反対いたします。

平成25年10月8日

全国町村議会議長会

会長 蓬 清 二